

議案第五〇号

倉吉市外九カ町村衛生管理組合規約の一部を改正する
規約



倉吉市外九カ町村衛生管理組合規約（昭和三十八年八月二十
七日許可）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

第二十条第二号を次のように改める。

二 衛生施設に係る経費の分担割合（平等割、利用率割）
は（別表第二）とする。

附則

この規約は許可になつた日から施行する。

別表第一

市町村名	分担割合	市町村名	分担割合
倉吉市	四〇、三四%	海村	三、三三%
関金町	四、四九	大栄町	七、四一
三朝町	八、〇五	羽合町	五、六五
東郷町	六、四八	東伯町	一〇、七八
北条町	五、一六	赤碕町	八、三一

別表第二

市町村名	分担割合	市町村名	分担割合
倉吉市	七〇、〇〇%	泊村	〇、六八%
関金町	〇、二七	大栄町	三、三二
三朝町	三、六三	羽合町	一、八七
東郷町	三、二二	東伯町	九、七三
北条町	〇、七八	赤碕町	六、五〇

昭和四拾壹年六月廿七日提出

倉吉市長 坂出雅巳